

中央資格認定委員会
委員長 松浦信夫

日本小児科学会認定医制度から小児科専門医制度への移行について

日本小児科学会認定医制度は昭和60年4月に制定され、暫定制度、恒久制度と推移し現在に至っています。各学会の認定医制度が研修期間、資格試験など不均一であった事と、お互いの意見交換を行うために、昭和55年、学会認定医制度協議会が発足し、その調整、均一化に努めてきました。

昭和61年、日本医学会、学会認定医協議会、日本医師会の三者が卒後教育と認定医制度に関する懇談会を発足させ、平成5年11月から、基本的診療領域を対象に、この3者による承認が始まりました。その後、学術会議第7部会の検討を踏まえ、我が国の専門医制度の整備の為に、平成13年3月、学会認定医制度協議会は発展的に解消し、4月に専門医認定制度協議会が発足しました。

専門医は基本的に5年間の研修の後、試験により資格を得るもので、小児科学会関係諸委員会で検討した結果、研修期間を5年に延ばし専門医制度に移行することに決まりました。内科、外科は認定医の上に専門医を置く、2段構成で進むことになっています。

認定医制度から専門医制度への移管について、小児科学会内の関係委員会が検討を重ね、平成14年4月18日の通常総会におきましてこれが可決されました。専門医への移管に伴い、小児科専門医制度は以下のように変わります。また、今までの小児科学会認定医は小児科専門医に読み替えられ、それに伴い更新制度を含め幾つか重要な変更点がありますので、遺漏のない様、専門医にゆーすをお読みになり対応して下さい。

1. 小児科学会認定医の先生には専門医への読替の通知が發送されます。ただし、現在認定期限の切れている先生には發送されません。通知の届かない先生は認定期限が切れている可能性がありますので、ご確認の上、至急更新してください。
2. 専門医の認定医証の発行は、次の更新の時期に行います。
3. 更新遅れが連続2回になると資格を喪失します。従来は更新遅れは最高4年半まで認められ、回数にも制限がかけられていませんでした。その結果、事務的にも大変混乱しているのが現状です。専門医制度に移行後は、平成16年以降、更新遅れが2年を過ぎた人、また2回続けて更新遅れになった人の資格は喪失します。たとえば、2年更新遅れになって、次の3年以内に必要な単位を取得しなかった人は資格喪失となります。現在更新遅れの先生は速やかに更新手続きを行って下さい。
4. 平成20年から、更新免除の対象年齢が70歳に引き上げられます。70歳に達した専門医、または70歳に達した日以降に専門医の認定を受けた先生は、研修記録簿のコピー、手数料を添えて更新免除の手続きを行うこととなります。
5. 学会費未納などで退会による資格喪失は再入会、再登録申請が必要になります。従来資格喪失した場合、再入会した後、自動的に資格が復活していましたが、今後は再登録の手続きが必要になります。
6. 研修開始届は廃止されます。従来は研修開始から3か月以内に研修開始届を提出しなければ、研修が認められませんでした。しかし、専門医制度に移行後は研修開始届はなくなり、受験出願時に研修を証明する書類を提出するようになりました。以上、専門医制移行に伴う注意点の主なものを書きました。総て自己責任のもとで事務処理が行われます。せっかくの資格を無くさないようくれぐれも注意して下さい。

試験運営委員会
委員長 阿部敏明

学会員のみなさまへ

平成14年より日本小児科学会認定医制度は小児科専門医制度へと移行することになりました。専門医試験は平成19年から始められます。試験の実施に関してはこれまでと変りはありませんが、受験資格が以下のように変わりますのでご注意ください。

A) 昭和61年4月1日以降に小児科研修を開始された先生方

1) 会員歴

認定医制度では「認定申請時において引き続き3年以上学会会員であるもの」でしたが専門医制度では「試験当日学会会員であり、学会会員歴が引き続き3年以上、もしくは通算して5年以上であるもの」に変わりました。

2) 研修期間

受験資格として認定医制度では「学会が指定した研修施設で臨床研修を4年以上受けたもの」でしたが専門医制度では「2年間の卒後臨床研修を受け、その後さらに学会が指定した研修施設で小児科臨床研修を3年以上受けたもの、もしくは指定された研修施設で小児科臨床研修を5年以上受けたもの」に変わりました。

B) 昭和61年3月31日以前から小児科臨床に携わった先生方

C) 認定医または専門医の資格を喪失した先生方

1) B)とC)に該当する先生方は以下の条件が必要です。

(1) 会員歴

試験当日に日本小児科学会の会員でありかつ通算して5年以上学会会員であるもの。

(2) 研修歴

小児科医の研修歴を示す履歴書を提出し、当委員会の審査で認定されたもの。